

「医療機器開発コンソーシアム勉強会の企画・運営業務」
委託事業者公募要領

1. 目的・概要

神戸市（以下、「本市」）では、医療産業都市進出企業に限定した医療機器開発の勉強会を開催する。

具体的には、参加企業の

- （１）『手術手技や医療機器等のトレンド』等の幅広い医療分野での知識の習得
- （２）『臨床機関からのニーズの共同開発』

以上の２項目を本勉強会の目的として、神戸発の医療機器開発を促進する。

本業務は、幅広い医療分野での知識の習得におけるドクター等の講師選定及び招聘、臨床現場からの課題に対して、事業性や実現性の評価、具体的な開発案件に対する定期的なフォロー及び、勉強会の司会進行等を事業者委託することによって、参加企業の知識の習得及び神戸発の医療機器創出を図るものである。

2. 委託期間（予定）

契約締結日から平成31年3月31日まで

3. 予算額（上限）

2,000千円（税込）

4. 委託業務内容

- （１）幅広い医療分野での知識の習得の為のドクター等の講師選定及び招聘
- （２）臨床現場への事業説明及び収集されたニーズの評価
- （３）参加企業への上記ニーズの紹介及び企業選定
- （４）（２）から発生した開発案件の事業化フォロー
- （５）勉強会の司会進行
- （６）各勉強会終了後の講師等への謝金等の支払

5. 勉強会概要

（１）実施時期：

1. 目的・概要の（１）『手術手技や医療機器等のトレンド』については、年４回程度、
１回あたり一人のドクターを招聘

同（２）『臨床機関からのニーズの共同開発』については、以下の業務を想定している。

- ① 年度当初～夏：臨床機関にて、ニーズを依頼・収集の実施
- ② 夏頃：神戸医療産業都市推進機構及び受託者により、ニーズ内容を精査
- ③ 秋頃まで：勉強会参画企業の中から、技術的に開発が可能な企業や必要な連携企業等を選定し、開発内容を提案
- ④神戸医療産業都市推進機構・受託者がフォローする形で、開発企業と

臨床機関にて、共同開発をスタート

(2) 所要時間：

1. 目的・概要の(1) 『手術手技や医療機器等のトレンド』については、
1回あたり2時間程度

同(2) 『臨床機関からのニーズの共同開発』については、年間を通しての実施とする。
ただし、必要最低限の所要時間として、以下の時間は要すること。

①臨床機関への説明時間：1時間

②ニーズの精査に要する時間：2時間/1案件

③ニーズの参加企業への紹介に要する時間：30分/1案件

④共同開発が行われる場合のフォローに要する時間：4時間/1案件 各回2時間程度

(3) 実施場所：国際医療開発センター（IMDA）を想定（本市にて会場は確保）

(4) 参加企業：医療産業都市進出企業から30社（予定）を公募・事前登録し、自社技術の特徴や対象診療科等を聴取。

(5) 主催：神戸市、神戸医療産業都市推進機構

6. 委託業務内容の詳細

(1) 幅広い医療分野での知識の習得におけるドクター等の講師選定及び招聘

ア 招聘するドクター等とは、臨床現場における医師のほか、大学における研究者等も含む。

イ 招聘するドクター等の具体的な対象については、勉強会参加企業の業種等を考慮し、本市及び神戸医療産業都市推進機構と協議の上、招聘を決定すること。

ウ 招聘したドクター等においては、診療科の現状や手技、最新のトレンド等の講演を頂くこと。特に、現場におけるヒヤリ・ハット等も内容に含めることを期待している。

エ ドクター等の招聘費用等については、受託事業者とドクター等の間において協議の上、決定すること。

(2) 臨床現場への事業説明及びニーズの収集及び評価

ア 本市の指定する臨床機関に対して、本市と連携し、事業概要を説明すること。

イ 臨床現場によって収集されたニーズに対し、実現性や市場性等を考慮した具体的な案件を選定すること。その際、必要に応じて、神戸医療産業都市推進機構と連携し、ニーズ提供者等からヒアリング等を実施すること。

ウ 臨床現場におけるニーズの収集方法について、適宜、フォローを行うこと。

(3) 参加企業への上記ニーズの紹介及び企業選定

ア 上記評価を行ったニーズに対して、神戸医療産業都市推進機構と連携し、事前に登録された企業等に対して、ニーズを紹介すること。その際、必要に応じて、臨床現場のドクター等を招聘すること。

イ 神戸医療産業都市推進機構と連携し、上記ニーズの解決を図ることができる企業を選定すること。その際、必要があれば、コンソーシアムの設定等、企業の構成等について助言等をおこなうこと。

(4) (2) から発生した開発案件の事業化フォロー

ア 具体的な開発が始まった案件について、神戸医療産業都市推進機構等も連携し、定期的

に進捗管理を行うとともに、必要に応じて助言を与える等、フォローアップを実施すること。

(5) 勉強会の司会進行

- ア 参画企業の理解を促進するため、適宜、補足説明等を行うこと。
- イ 受託者が持つ見識等を活用し、意見交換を活性化させること。

(6) 各勉強会終了後の講師等への謝金等の支払

- ア 各勉強会の終了後は、速やかに受託者から講師等への謝金を支払うこと。

7. 勉強会会場

- (1) 会場については、本市が指定する。
- (2) 会場使用料については、本市が負担する。
- (3) プロジェクター等必要な機材については、本市が準備を行う。

8. 遵守事項

本市からの指示や一般法令等につき、遵守すること。

9. その他

- (1) 勉強会の開催日については、本市と協議のうえ決定すること。
- (2) その他疑義が生じた際は、本市と協議のうえ定めること。

10. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1号）：1部
- (2) 企画提案書（様式は任意であるが、A4サイズとする）：7部
- (3) 団体等の概要がわかる資料（会社概要、パンフレット、直近の決算報告書など）：7部
- (4) 事業費見積書：1部

11. 企画提案書の記載事項

提案書の様式は任意であるが、提案参加事業者の強み（情報収集力、分析力、企画力等）をどう活かしていくのかを明示しながら、下記の項目を必ず盛り込み作成すること。

- (1) 具体的なニーズの収集方法
- (2) 臨床現場のドクター等とのネットワーク
- (3) 医療機器産業分野における見識
- (4) 事業実施体制
- (5) 勉強会の進行の有無等、過去の業務実績
- (6) 経費の見積（提案金額）

※直接経費、一般管理費、消費税等を項目ごとに積算すること。また、単価を示せるものは示すこと。その他、課税・不課税の区別も明確に示すこと。

※事業実施に必要な交通費、宿泊費は直接経費の中に見込んで記載すること。（実費精算は行わない。）

(7) 提案事業者の概要（会社案内、自己の略歴を表す書面に代えることも可）

1 2. 応募手続き

提出期限までに、「1 0. 応募書類」を下記へ郵送または持参すること。

提出期限 平成 30 年 4 月 27 日（金）（午後 5 時必着）

【応募書類提出先】

〒650-0001

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（神戸市役所 1 号館 23 階）

神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部（担当：森井、三島）

【電話】 078-322-6341

1 3. 質問及び回答

- (1) 質問がある場合は、平成 30 年 4 月 27 日（金）17 時 00 分までに様式 2 号の質問書に必要事項を記載し、E-mail で送付すること（電話での受付は行わない）。
- (2) E-mail で質問を送付する場合は、必ずタイトルを「医療機器開発コンソーシアム勉強会の企画・運營業務に関する質問」と明記すること。
- (3) 質問は、E-mail にて回答する。なお、選定に係る質問には回答しない。

【質問書送付先】 神戸市 医療・新産業本部 医療産業都市部（担当：森井、三島）

【E-mail】 contact@kobe-lsc.jp

1 4. 選考方法等

(1) 応募資格

次の条件を満たす個人・法人に限る。

- ア 申込み受付期間中に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ウ 本市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- エ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- オ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が認めたものを除く。）でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく暴力団でないこと。また、同法に基づく暴力団員（以下、「暴力団員」）が役員として又は実質的に経営に関与している団体でないこと。個人又は個人事業者である場合にあっては、

当該個人又は個人事業者が暴力団員でないこと。暴力団員を、相当の責任の地位ある者として使用し、又は代理人として選任していないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図ったことがないこと。役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していないこと。

キ 代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

ク 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

ケ 神戸市役所にて事前の打合せ等が可能であること。

(2) 審査方法等

企画提案書に基づき、提案評価委員会での審査を経て受託候補者を選定する。

ア 評価基準

企画提案書の記載に基づいて、下記①～④の事項について、勉強会の円滑な実施の相対評価を行い、最も評価点の高かった事業者を受託候補者として1名選定する。

A：応募者の受託適性・実績・・・30点

B：医療機器産業分野における見識・・・30点

C：提案内容の実現可能性（実際に実現可能な提案内容になっているか）・・・30点

D：事業費・・・10点

イ 選定結果の通知

提案評価委員会の選定結果は、提案参加事業者全員に対して文書で通知する。ただし、通知内容は、受託候補者への選定の有無のみとし、評価点や評価順位は通知しない。

ウ 受託候補者としての選定取り消し

受託候補者が提案資格を満たさないこととなった場合、又は、企画提案書等に虚偽の記載をする等の不正行為が認められた場合、受託候補者としての選定を取り消すものとする。

(3) 委託契約の締結

受託候補者を選定した後、本市との協議により提案業務内容を精査し、その後、委託契約締結に向けた交渉を行うものとする。なお、協議が整わない場合は、評価委員会の評価点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。

(4) その他

ア 提出書類等の作成経費については、全て応募者の負担とする。

イ 応募者からの提出物は、返却しない。

ウ 評価の方法や評価結果に関する不服申し立て、及び提案評価委員会での審査の内容についての問い合わせは一切受け付けない。

エ 支払対象となるのは、委託契約締結後に発生する費用であり、プレゼンテーション等契約締結前に発生する費用については含まれない。

オ 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくこととする。

カ 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。

キ 本公募要領に定めのない事項については、別途協議することとする。

ク 本委託業務における作成資料等の成果物の著作権は神戸市に帰属する。

ケ 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託

者は速やかに書類の提出に応じなければならない。

コ 本市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合は、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有する。

「医療機器開発コンソーシアム勉強会の企画・運營業務」
委託事業者公募に係る企画提案書の提出について

平成30年 月 日

神戸市医療・新産業本部医療産業都市部誘致課御中

住所：
企業・団体名：
代表者氏名： 印

「医療機器開発コンソーシアム勉強会の企画・運營業務」委託事業者公募に参加するため、別紙のとおり企画提案書を提出します。

担当者	所属	
	氏名	
電話番号		
FAX 番号		
メールアドレス		

「医療機器開発コンソーシアム勉強会の企画・運營業務委託」
委託事業者公募に関する質問書

企業・団体名	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
メールアドレス	
電話番号	
FAX番号	

質問内容

- ※ 平成30年4月 日（ ）17時00分までに提出のこと。期限を過ぎたものは受け付けません。
- ※ 質問項目が多い場合は、本様式を適宜複写して利用すること。